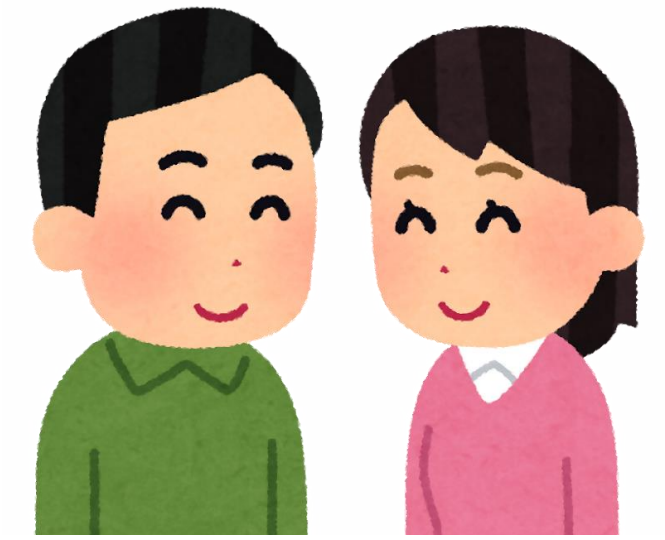
門真市

がん患者
補整具購入費一部助成事業

ウィッグ・補整具等　上限２万円



門真市では、抗がん剤等の影響による脱毛や乳房の手術などによって外見が変化したことで、社会参加への不安や精神的なストレスを持つがん患者の方に、ウイッグや補整具の購入費用を一部助成します。

問合せ＊門真市　健康増進課　☎06-6904-6400

門真市

がん患者
補整具購入費一部助成事業

対象者：以下の全てを満たす方

① 購入日及び申請日時点で、門真市に住民票がある方
② がんと診断され、その治療を受けた、または受けている方
③ 対象の補整具を過去２年以内に購入した方
④ 対象となる補整具について、過去に助成を受けていない方
⑤ 対象者の方及び同一世帯の家族の方が市税の滞納をしていないこと。



対象補整具：以下の①または②が対象

① ウイッグ（その装着の際に皮膚を保護するためのネットを含む）または、毛付き帽子、その他の帽子
② 人工乳房（乳房再建術等により体内に埋め込まれたものを除く）・人工乳頭又は補整下着
※ウイッグ等補整具は１人につき１回申請することができます（所得制限はありません）。
※附属品及びケア用品を除く。

助成金額：上限２万円まで

※上限金額内であれば、個数は問いません。
※助成金額は購入に要した費用と上限金額のいずれか低い額。
※購入時にポイントやクーポンを利用した割引分及び購入のために要した送料等については対象外。

申請書類：下記の書類を健康増進課へ提出してください（郵送可）。

① 本人確認ができる書類の写し（申請者と対象者が異なる場合は両者とも必要）
※購入日及び申請日時点の門真市の住所が記載された住民票、マイナンバーカードまたは運転免許証等のうちいずれか一つが必要
② 門真市がん患者のウィッグ等補整具購入費用一部助成申請書
③ 補整具等を支払った事実及び額を証明することができる書類（写し可）
※購入者、購入日、購入金額、購入品が分かるもの。
④ がん患者であることがわかる書類（写し可）
※診断日は令和６年４月１日以前でも可
⑤ 振込希望先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し
※購入後、２年以内に申請してください。
※LOGO フォームにて提出された書類等につきましては、審査完了後に速やかに削除いたします。



助成金交付の流れ

補整具の購入
お好きな補整具を購入して下さい。購入時には必ず領収書をもらってください。

→

補助金の申請
上記、申請書類を揃えて**健康増進課**へ郵送かご持参、または右記の QR コードから申請してください。

QR コード

→

交付決定 申請者へ支払い
交付金額と補助金交付日が決定したら、補助金申請者へ封書でお知らせします。概ね２ヶ月程度で申請書に記載されている銀行口座に補助金を振り込みます。
（受理後１ヶ月~2 ヶ月程度）

申請先

〒571-0064　大阪府門真市御堂町 14-1（門真市保健福祉センター内）
門真市　健康増進課　☎06-6904-6400